

平成26年度 第1回企画広報委員会の開催

第1回企画広報委員会を平成26年5月14日(水)、協会会議室で開催した。

1. 議 題

- (1) 来年度の表紙について
- (2) 「えひめの産廃」第5号(5月号)企画編集について

(3) ホームページの運用状況について

① ヒット数

(4) その他

① 次回委員会の開催日について

上記の内容について協議し、「えひめの産廃」第5号(5月号)を5月末に発行した。

平成26年度 第1回総務・事業合同委員会の開催

第1回総務・事業合同委員会を平成26年7月22日(火)、協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議 題

- (1) 会費滞納者に対する協会業務停止等について(総務)

支払の意思があるので次回総務委員会まで処理を延期する提案をした。また、滞納が続けばますます支払不能になるので、1年未満でも地区会長へ連絡がほしいとの希望があった。

- (2) 行政懇談会及び顧問懇談会等について(総務)

顧問と相談し、9月～10月頃の同時開催に向け行政と交渉する。

- (3) 平成26年度各種講習会及び育成研修会等について(事業)

議案書のとおり了承された。

- (4) 施設視察研修について(事業)

1泊2日、10月～11月実施で事務局が案を作成し、再度事業委員会へ相談することです承された。

- (5) 遍路道清掃事業について(事業)

東予(今治地区)の順番であるが、今治支局環境保全課に打診したところ、26年度は事業が多く27年度に協力させてほしい旨回答があったため西条地区に西条保健所と日時・場所について検討してもらうことです承された。

- (6) その他

平成26年度第2回理事・監事合同会議の開催

第2回理事・監事合同会議を平成26年7月22日(火)、協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議 題

(1) 新規加入、退会会員の承認の件

新規加入なし・退会2社。

(2) 今後の運営について

現体制を1年継続し、次期役員改選時は、本部推薦役員候補の選出過程の透明化等について次回総務委員会から議論されることとなった。

(3) 総務委員会報告について

会費滞納者に対する協会業務停止等については、支払の意思があるので次回総務委員会まで猶予期間を設け再度入金要請をし、以降は協会規程どおりに処理をする。また、1年未満の滞納者についても地区会長へ連絡するよう要望があった。

入会の基準については、理事会承認日を基準日とし、入会金・会費を1か月以内に入金する要請文を送り、入金がなければ基準日に遡って入会の取り消しをする。結果は各理事に報告することに決定した。

行政懇談会及び顧問懇談会は、顧問と相談し、9月～10月頃の同時開催に向け、行政と交渉することで了承を得た。

(4) 事業委員会報告について

平成26年度各種講習会及び育成研修会等については、議案書のとおりで了承された。

施設視察研修については、1泊2日、

10月～11月実施で事務局が案を作成し、再度事業委員会へ相談することで了承された。

遍路道清掃事業については、東予(今治地区)の順番であるが、今治支局環境保全課に打診したところ、26年度は事業が多く27年度に協力させてほしい旨回答があったため西条地区に西条保健所と日時・場所について検討してもらうことで了承された。

(5) 適正処理推進事業等支援金交付案件(八幡浜地区)

議案書のとおり第28回アキ缶ポイ捨て防止活動を八幡浜保健所、地元公民館主催の活動に参加する案件で反対なく了承された。

(6) その他

全産連幹旋の熱中症対策グッズについては、希望が少ないことから幹旋しないことに決定した。

報告事項

産廃手帳アンケート報告(理事監事には配布する)

高岡理事辞任に伴う専門部会委員の変更を実施したことを報告

四国地域協議会役員改選結果報告

全産連理事会・部会委員会の報告

陶山理事退任の挨拶、9月末まで会社に在籍する。

26年度行事予定

平成26年度優良産業廃棄物処理業者育成研修の開催

毎年行っている愛媛県及び松山市の委託事業である優良産業廃棄物処理業者育成研修に、昨年度に引き続き関係団体の協力の基に産業廃棄物処理業に係る許可手続き研修を以下のとおり県下5ヶ所で実施した。

○ 新居浜会場

開催日 平成26年6月16日(月)
開催場所 新居浜市市民文化センター
受講者数 19名

○ 今治会場

開催日 平成26年6月19日(木)
開催場所 今治地域地場振興センター
受講者数 6名

○ 松山会場

開催日 平成26年6月24日(火)
開催場所 リジェール松山
受講者数 12名

○ 八幡浜会場

開催日 平成26年6月26日(木)
開催場所 八幡浜商工会議所
受講者数 7名

○ 宇和島会場

開催日 平成26年7月7日(月)
開催場所 きさいや広場研修室
受講者数 5名

○ 講習内容

許可更新時のポイント、注意しなければならない要点等（希望者のみ個別相談）

○ 講師

行政書士 仲村正美



平成26年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の開催

廃棄物処理法に規定された産業廃棄物処理業の許可申請等に必要な専門的知識・技能の修得のため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが毎年実施している講習会が松山市のリジェール松山で開催された。

○ 産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）

開催日 平成26年7月2日(水)～3日(木)
受講者数 97名



一般木質バイオマス発電用燃料の供給について

標記について、(一財)日本ガス機器検査協会より下記のとおり紹介依頼がありましたのでお知らせいたします。

2014年8月

「一般木質バイオマス発電用燃料の供給について」

拝啓

貴協会におかれましてはご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、産業廃棄物として処理されている「木くず」につきまして、ご承知の通り、FIT[※]対象の木質バイオマス発電用燃料として利用される可能性があります。庭木や工事に伴う伐採木などを建築廃材などと適切に分離することで、「一般木材」の燃料として販売することができますが、貴協会の会員、組合員様で、木質バイオマス燃料の供給に関心のある企業様がございましたら、ご紹介いただきたくお願いいたします。

一般木材によって発電された電力は 32 円/kWh、未利用材を利用した場合は 24 円/kWh で、建築廃材を使った場合の 17 円/kWh と比較すると高く販売できるため、燃料自体も発電所に高く販売できる可能性があります。

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン 平成 24 年 6 月：林野庁」によりますと、木質バイオマス燃料の内、「一般木材」または「未利用材」の供給を行う企業は、認定団体から認定を受ける必要があります（建築廃材だけの供給者は認定は不要）。JIA（日本ガス機器検査協会）では認定団体に属していない企業様に認定を行っておりますので、ご関心がありましたら是非お問い合わせください。

敬具

※FIT：木質バイオマス、太陽光などの再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社が固定価格で買い取る制度

お問合せ先： 一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）
東京都港区赤坂 1-4-10JIA ビル
Tel:03-3586-1686 Fax:03-5570-9566
e-mail: epa01@jia-page.or.jp

JIA-QA センター環境検証室
森林 EPA グループ 担当：柳澤、渡邊、小川

森林 EPA グループのご案内

JIA-QA センターEPA グループは、日本における森林認証サービスのパイオニアとして、PEFC、FSC、SGEC の各制度による CoC 認証、木材トレーサビリティ査証、木質バイオマス証明事業者認定などのサービスを提供しております。